

平成30年3月29日

各位

相模原市長 加山 俊夫  
(公印省略)

介護保険認定調査員テキスト( )の項目に係る運用基準の変更等について(通知)

日頃から、介護保険事業につきまして、格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省の業務分析データから、本市の要介護認定における認定調査結果に偏りが見られる項目について、平準化及び適正化を図るため、平成30年度から運用基準を見直しいたします。

今後の要介護認定調査においては、次の項目について、御留意の上実施していただきますようお願いいたします。

## 1 要介護認定の適正化について

### (1) 運用基準を見直した調査項目

#### 2群の1「移乗」 歩行しており、移乗行為がない場合

変更前	変更後
イスや便座等への着座の様子で評価	移動からの着座では評価をしない。 座位から座位へでん部の横移動で評価する。 移乗が発生しない場合は、想定して評価する。

### (2) 定義の再確認を要する項目

#### 1群の5「座位保持」

- ・ 「3、支え必要」が多いという偏りがみられております。
- ・ 評価軸は「能力」です。日頃どのように座っているかではなく、10分間どの様にして座位を保つことができるかの能力を評価します。  
「3、支え必要」は、背もたれにもたれたり、人が支えないと10分間座位を保持する能力がないことです。

## 2 調査票の「施設利用」について

サービス付き高齢者住宅、NPO 寮等の家賃ではなく利用料を支払い、本人のみが入所対象になる(家族の同居不可)施設は、「自宅外」、「その他施設」として扱うことに統一します。

その他詳細は、「相模原市版 調査票記入の注意事項」(調査委託時に同封、市のホームページからダウンロード可)で御確認いただけます。

以上

介護保険課認定班  
042-769-8342(直通)